

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について

傷病手当金の支給要件について

伊丹市の国民健康保険に加入されている方で、次の①～③に該当する場合に支給されます。

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状が続き感染が疑われる場合
- ② 療養のため仕事ができない状態であること（入院または自宅等で療養していること）
- ③ 給与の支払いを受けている人（被用者等）が仕事を休み、その間給与が支払われていないこと（または、一部のみ支払われていること）

支給対象日

療養のために仕事を休んだ日から連続して3日間（待機）の後、4日目以降の仕事を休んだ日。

待機期間の考え方

3日間連続して会社を休むことで「待機期間」が完成します。
待機期間が完成しない場合は、傷病手当金は支給されません。

<例①>

3日間連続して仕事を休んだ場合



待機期間完成 → 4日目から支給

<例②>

3日間連続して仕事を休んでいない場合



3日連続して仕事を休んでいないため
待機期間が完成せず → 支給不可

<例③>

出勤を挟み、その後3日間連続して仕事を休んだ場合



待機期間完成 → 4日目から支給

<例④>

出勤後、体調が悪くなって早退した場合



待機期間完成 → 4日目から支給

支給額の計算方法

支給総額

=

直近3ヶ月間の給与収入
/就労日数

×

2/3

×

支給対象日
の日数

(注) 給与収入および無給の日数に関して事業主の証明が必要です。

申請できる期間

令和2年1月1日～令和5年5月7日の間に新型コロナウイルスに感染したか、発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため仕事を休んだ期間（入院が継続する場合は最長1年6ヶ月まで）に対して申請を受け付けます。なお、市国民健康保険の加入期間に限ります。

※支給対象日の翌日から起算して2年が経過すると申請できません。

伊丹市役所 国保年金課 TEL：072-784-8040 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

☆傷病手当金支給申請書は市ホームページからダウンロードできます